

## 1 障害児通所支援

児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援にわかれます。

### ◆ 障害児通所支援を利用できる児童

- 身体に障がいのある児童
- 知的障がいのある児童又は精神に障がいのある児童および治療方法が確立していない疾病、その他の特殊な疾病に罹患されている児童  
ただし、医学的診断名又は障害者手帳を有することは必須条件ではなく、療育を受けなければ福祉を損なうおそれのある児童を含みます。

障 害 児 通 所 支 援	児童発達支援 (未就学児)	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
	居宅訪問型児童発達支援	障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与など必要な支援を行います。
	放課後等デイサービス (就学児)	生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
	保育所等訪問支援	障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。

### ◆ 利用者負担

政令で定める負担上限月額（世帯状況に応じた軽減あり）

- 負担上限月額よりも1割負担の方が低い場合は1割負担
- 満3歳になった後の最初の4月から小学校入学まで3年間は無料

#### <障がい児すこやか療育支援事業>

障害児通所支援のうち、未就学児が児童発達支援および居宅訪問型児童発達支援を利用した際の利用者負担と実費負担の食費を一部助成します。

※所得制限があります。

#### <障がい児通所施設利用料無償化事業>

障害児通所支援のうち、未就学児が児童発達支援および居宅訪問型児童発達支援を利用した際の利用者負担と実費負担の食費を助成し、無料にします。※所得制限があります。

### ◆ お問い合わせ先

障がい福祉課 TEL 888-5663 FAX 888-5664  
e-mail ro-wfsc@city.akita.lg.jp